

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年3月3日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
会計管理者	植杉 昭弘君
参事課長	林 紀夫君
企画課長	原田 徳仁君
税務課長	斎藤 一宏君
住民課長	猪狩 力君
福祉課長	飯塚 裕之君
健康づくり課長	遠藤 博生君
生活環境課長	杉本 良君
産業振興課長	坂本 隆広君
都市整備課長	志賀 智秀君
教育総務課長	猪狩 直恵君

生涯学習課長	佐	藤	邦	春	君
郡山支所長	黒	澤	真	也	君
いわき支所長	安	倍	敬	子	君
総務課課長補佐兼秘書係長	大	和田	豊	一	君
企画課課長補佐兼広報広聴係長	畠	山	信	也	君
税務課課長補佐	篠	田	明	弘	君
生 活 環 境 課 環 境 衛 生 係 長 長 補 佐 兼 長 長 兼 係 長	大	館	衆	司	君
総務課主任兼係長	阿	部	祥	久	君

職務のための出席者

参議会事務局長	小	林	元	一	
議会事務局主任兼庶務係長	杉	本	亜	季	
議会事務局査	黒	木	裕	希	

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	師	田	晃	彦	君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	黒	田	浩	司	君
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	今	泉		亮	君

<復興庁>

復興庁原子力災害復興班官	石	垣	和	子	君
--------------	---	---	---	---	---

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方環境事務所所長	関	谷	毅	史	君
----------------	---	---	---	---	---

環境省福島地方 環境事務所次長	成 田 浩 司 君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部部長	奥 山 吉 徳 君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境 再生課課長	中 村 祥 君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境再生 課専門官	丸 之 内 美 恵 子 君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部廃棄物対 策課廃棄物処理 施設運営管理室 室長	西 山 卓 也 君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課課長	澤 邦 之 君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 課長	杉 浩 行 君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専門官	矢 吹 清 美 君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所長	井 原 和 彦 君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室推進官	赤 羽 郁 男 君

<福島県>

福島県避難地域 復興課課長	新 妻 勝 幸 君
福島県避難地域 復興課主査	丹 野 利 倫 君
福島県避難地域 復興課主査	諫 訪 剛 史 君

付議事件

1. 特定復興再生拠点区域の避難指示解除について
2. 東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例について
3. 富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例等について
4. 富岡町議会の個人情報の保護に関する条例について

その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（高橋 実君） 皆さん、こんにちは。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長、福島県避難地域復興課、新妻課長及び各担当の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、国、県、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、先月13日の全員協議会においてご説明申し上げました特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組や今後の予定について、議員の皆様から除染や生活関連サービスに関するご意見を賜り、また確認を求められた事項がありましたことから、その内容についての説明といたしまして、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についての1件、3月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例について、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例等について、富岡町議会の個人情報の保護に関する条例についての3件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、とりわけ特定復興再生拠点区域の避難指示解除につきましては本町の復興再生を進める上で極めて重要な案件であります。目標としてまいりました春を目前に控えておりのことから、避難指示解除を確実なものとするため、議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣府原子力災害現地対策本部副本部長の師田でございます。

3月に入りまして、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく12年が近づいております。いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしており、改めておわびを申し上げます。

さて、我々は富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画に定められている本年春頃の避難指示解除に向け、町と連携して取組を進めてまいりました。前回に引き続き、本件につきましてご議論を賜りたく存じます。また、避難指示解除した後におきましても、引き続き政府一丸となって富岡町の復

興に向けて取り組んでいくことには変わりありません。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、環境省、関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 環境省福島地方環境事務所の所長、関谷でございます。

環境省といたしましても、発災以来12年にわたります期間に富岡町の皆様におかけしておりますご不便、ご苦労に対しまして、改めておわびを申し上げます。

私ども環境省が進めております特定復興再生拠点内におきます除染、そして家屋解体等の取組につきまして、これまでも多大なるご協力の下進めてまいりました。今日もその状況につきましてご説明を差し上げるとともに、これから避難指示解除、それからそれ以降も含めて、私ども引き続き環境再生に全力を挙げてまいりますことを改めてお誓い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、福島県の新妻課長。

○福島県避難地域復興課課長（新妻勝幸君） 福島県の避難地域復興課長をしております新妻と申します。

先日議員の皆様から特定復興再生拠点に関しましてご指導、ご意見をいただきました件につきましては、それぞれ県の担当部局と情報共有を図ってございます。県といたしましても、富岡町の復興、再生に向けて、しっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。

初めに内閣府、次に環境省、福島県の順でお願いします。

黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府原子力災害現地対策本部の総括班長をしています黒田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 石垣さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（石垣和子君） 復興庁参事官の石垣でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 成田さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所の成田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 奥山さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部部長（奥山吉徳君） 環境再生・廃棄物対策部長の奥山でございます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 西山さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） 廃棄物処理施設運営管理室長の西山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 澤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 環境省仮置場対策課長の澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 杉さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 輸送課長をしております杉と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 福島地方環境事務所輸送課の矢吹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所の井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） 富岡分室の赤羽です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 丹野さん。

○福島県避難地域復興課主査（丹野利倫君） 福島県避難地域復興課の丹野と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 諫訪さん。

○福島県避難地域復興課主査（諫訪剛史君） 福島県避難地域復興局避難地域復興課、諫訪でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についての説明をお願いいたします。説明は着席のままで結構です。

資料1－1、環境再生課、中村課長よりお願いします。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。では、着座にてご説明させていただきます。

資料1－1、富岡町における除染の進捗状況についての資料を御覧いただけますでしょうか。資料につきまして、前回の全員協議会においてご説明ありました除染検証委員会報告書以降の除染の進捗状況についてご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、右肩2ページ御覧いただけますでしょうか。除染等の状況について（1）というスライドでございます。こちら、まず解体の状況でございますが前回12月8日の全員協議会以降、さらに40件弱の解体進んでございまして、現在解体の完了が826件となってございます。また、除染の状況でございます。除染検証委員会報告書以降、さらに進捗1ヘクタール増えてございまして、全体で見て319ヘクタールの除染対象面積のうち、現在303ヘクタールということで、進捗率95%となってございます。また、残る16ヘクタールのうち、未同意画地1.1ヘクタール、関係人のご都合により除染の着手が遅れた土地15ヘクタールとなってございますが、こちらの15ヘクタールにつきまして町の皆様や関係者の皆様のご尽力を賜った結果、大部分着手あるいは指示を出すことができまして、これら全てが3月末までに完了いたしましたと除染の進捗率98%を達成できる見込みとなってございます。なお、これらにつきましては仮置場の数字は入っていないという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、右肩3ページ御覧いただけますでしょうか。地区別の同意取得率でございます。こちら2月末時点におきまして、前回の全員協議会以降、さらに1名の方の同意をいただけて、現在1,496名の方がご同意いただいて、取得率98.4%という状況になってございます。未同意、同意がいただけていない方々につきましては、引き続き町の皆様とも連携しながら、環境省からも積極的にアプローチして、できる限り多くの方の同意をいただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、空間線量率でございます。1枚おめくりいただきまして、右肩5ページ御覧いただけますでしょうか。5ページと6ページでございます。こちらもいずれも除染検証委員会報告書以降、さらにより最新のモニタリングデータ一部増えてございますので、その結果のご報告ということでございます。5ページが100メートル、6ページが50メートルのメッシュマップでございますが、いずれも除染検証委員会報告書の際と傾向変わってございませんで、全体的に線量の低減が図られているという傾向に新規のデータを加えてもなってございます。

続きまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩7ページ、特定復興再生拠点における空間線量率の棒グラフでございます。こちらにつきましても、除染検証委員会報告書における数値から

ほとんど全体的な傾向に変化ございません。また、あと前回の全員協議会において、一部最大値はどうなっているのかというご指摘いただいたと思ってございます。こちら例えば宅地につきましては、現在平均で $0.4\mu\text{Sv}$ というところまで低減してございますが、この事後モニタリングの際に最大値で $2.9\mu\text{Sv}$ というところございました。こちら森林に囲まれたところでございまして、既にフォローアップ除染で対応しているという状況でございます。

続きまして、8ページから12ページにかけては、除染の同じデータのヒストグラムでございます。こちらにつきましても、いずれも除染検証委員会報告書の傾向と変わってございませんので、本日の説明は割愛させていただきます。

続きまして、右肩13ページ御覧いただけますでしょうか。こちら地上、地表から1センチの状況でございまして、こちらにつきましても全体的な傾向同様に大きく低減が図られているという状況になってございます。

続きまして、右肩14ページの資料を御覧いただけますでしょうか。こちら前回の全員協議会におきまして、様々、特に森林に関して種々ご指摘をいたいたと思ってございます。森林につきまして、現在どのように取り組んでいるかという点、改めてご説明したいということで資料を追加させていただいてございます。森林につきましては、堆積物除去等によって除染を行った後、さらに線量が高いところにつきましてはフォローアップの除染ということで、例えば表土の剥ぎ取りですとか、より線量を下げるための取組、環境省としても進めておりますところです。その際、個々の場所を見ながら、例えば森林機能が劣化しないようにですか、土砂が流出しないようにと細心の注意を払いながら、より線量を下げられるようにということでフォローアップの除染を様々柔軟に取り組んでいるという状況でございまして、左側がそういった写真でございます。実際に表土の剥ぎ取りも実施しているというところでございまして、その結果として線量の低減もさらに図れているという状況ございました。こちらにつきましては、拠点区域内はもちろんのこと、既に解除をいただいている区域においても生活圏の線量低減に必要な際には、実際に表土剥ぎ取りといったところをフォローアップという形で進めている状況でございます。今般もしも拠点において解除のご判断いただいたとしても、当然こういったフォローアップ除染の取組などを通じてさらに線量の低減を図っていくという取組を環境省としてもぜひ進めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

環境省からの資料の説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） 資料1—2、町企画課の説明を産業振興課長、企画課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 続きまして、産業振興課より特定復興再生拠点区域内の農業復興及び営農再開に向けた支援策等についてご説明をさせていただきます。

全員協議会資料1—2、企画課・産業振興課の資料、こちらの1ページをお開きください。まず、資料には拠点区域内の営農を再開した場合の支援メニュー等をソフト、ハード事業として整理をし、

下段には避難指示解除後に速やかに営農再開が図られるよう、現在実施をしております取組内容を記載しております。まず初めに、(1)のソフト事業では、記載がありますように、福島県営農再開支援事業、各種支援メニューが活用でき、①の帰還できない農家の農地で作付を行った場合、右側に記載のとおり作付品目ごとに支援を受けることができます。また、③の鳥獣被害防止のための支援など、営農段階に合わせた各種支援メニューが用意されております。次に、(2)のハード事業につきましては、昨年秋より稼働しておりますカントリーエレベーターや令和6年春の稼働を目指す野菜集出荷施設の整備により、営農者の作業軽減に努めてまいります。また、現在既に避難指示が解除となった地区で実施されております基盤整備事業につきましても、農家の皆様からご相談をいただいた際にすぐに対応できるよう、令和5年度当初予算において基盤整備工事に係る実施設計予算を計上させていただいております。

次に、特定復興再生拠点区域の営農再開に向けた取組としまして、①として本年度拠点区域内で実施しました野菜類及び水稻の実証試験栽培結果により、令和5年度以降の出荷等制限解除に向けた協議を進めております。最後に、②の担い手への農地集積・集約の取組としましては、昨年より農地所有者への意向調査の実施、その後の地権者説明会により、本日ご説明させていただきました支援内容等をお話しさせていただいております。現時点におきまして、避難指示解除後に営農を希望されている方は地元農家の方が3名、外部農業法人が4社となっており、圃場の確保に向け、JA福島さくらを窓口としたマッチング作業を進めております。今後も特定復興再生拠点区域の避難指示解除後に速やかに営農再開が図られるよう、農家の皆様や関係機関と連携しまして協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

私からは説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、私から2ページ以降について説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページ、宅配・物流の再確認等の状況を御覧いただきたいと思います。初めに、1ポツ、主要宅配業者に対する再ヒアリングでございます。ヒアリングした主要宅配業者や物流業者、それから委託先業者は右記載の業者でございます。初めに、個人宅への配送についてでございますが、主要宅配業者3社に伺ったところ、引き続きの配送または解除日からの配送を確認いたしました。事業所への配送につきましては、昨年から路線便を再開した主要物流業者3社の委託先業者となる2社に確認いたしたところ、事業所のニーズに応じて既に配送は可能であるということを確認いたしました。なお、国においては物流業者に対し、双葉地域全体の配送の再開と強化を継続的に依頼していることを報告いたします。

続いて、2、宅配便ロッカー、プドーステーションの設置に関する検討、協議について説明をさせていただきます。改めて、プドーステーションの説明を記載しておりますので、後ほどご確認いただ

きたいと思います。町といたしましては、当面町内1か所で設置すること、また設置時期は今後調整することで協議を進めております。

次に、3ポツの郵便ポストでございます。日本郵便株式会社のご理解、ご協力の下、昨日3月2日に夜ノ森駅及び新田団地前に郵便ポストの設置が完了いたしまして、本日から収集業務を開始いたしております。

以上で宅配便に関する説明を終了といたします。

続いて、3、特定復興再生拠点区域における避難指示解除に関する国の方針について、改めて要約して説明させていただきます。国としては、これまでの復興に向けた取組を総合的に判断した結果、富岡町の特定復興再生拠点区域における避難指示解除の要件は満たしており、避難指示を解除し、希望される町民の皆様がふるさとの生活を再開いただけるようにするとともに、富岡町の復興を新たな段階に進めることができると考えております。当然のことながら、帰還はご自身の判断であり、国の避難指示解除によって帰還を強制するものではありません。また、避難指示解除後も国様々な支援を直ちに終了するわけではなく、引き続き政府一丸となって町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 除染検証委員会に出席して、言いたいことも言わせてもらって、その結果も報告書に載つかつてきています。それと、この説明も言いたいことは大分言わせてもらったのですが、改めて確認の意味も込めまして、この環境省のほうの5ページのメッシュマップ、これで右側が最新だと思うのですが、この濃紺の0.23以下というのが1か所だけで、あとは大体1とか、1.9より大きく3.8以下とか、その辺まであるので、完璧に人が戻ってもいいよという数字ではなくて、しようがないかという、この辺くらいが限度かなというところかなと解釈します。だから、まだまだ、宅地は事後モニタリングである程度下がつたって確認できるのだけれども、宅地の周りにこの14ページのような森林のフォローアップ除染をやらなければならぬところが多々あるのかなと私は考えます。そうしたときに、やはり表土の削り取り、これ何か5センチって書かれているけれども、5センチにこだわらず、ずっと地中に入っているような場合には10センチでもしようがないのかなと。ある程度下がるところまでやってもらいたいというのと、腐葉土はもちろんのこと、所有者の許可をもらえれば木の伐採するとか、その辺までやらないとこのメッシュの線量を全体的に下げるのは難しいのかなと感じますので、環境省、これ全てをやってくださいとは言いません。戻った方の周辺にこういった場所が存在する場合にはやれる限りのことはやってほしいと、そのことを確認させてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありが

とうございます。森林につきまして、おっしゃるとおり、ほかの地目に比べてやはり引き続き線量、ほかに比べて高いところあるというのはご指摘のとおりかと思ってございます。14ページでもお示しをいたしましたとおり、森林のフォローアップ除染の中で表土の削り取りもきちんとやっていく所存であります、5センチと書いておりますのはこのケース、特に5センチということもございますが、線量の低減の観点から5センチに必ずこだわるということではなく、全体の状況を見ながら対応していきたいと思ってございます。おっしゃるとおりで、特に宅地の近くですとか、住民の方が帰還して戻られるようなところをより丁寧にといいますか、優先的に実施していく所存でもありますし、一つ一つの状況を見ながら最も効果的な方法を考えて、町の皆様や住民の方などと相談しながらできる限り線量を下げられるように環境省としても全力を尽くしていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私からも懸念というか、解除に向けて、解除の要件につきましては満たされたということで進んでいくかと思うのですけれども、やはり前回もお話しさせていただきましたように、解除された後にしっかりとフォローアップ除染がされていないとか、そういうことのないようにお約束していただきて、今回要件を満たしたといつても、一応20mSv以下を目指した除染だと思います。国も富岡町も年間追加被曝線量1mSvを目指しておりますので、これからは解除した後は1mSvを目指す除染を引き続きやっていただきたい、そういうことを要望させていただきたいということと、あとぜひこちら解除された後はしっかりと小良ヶ浜、深谷地区の除染について一日でも早い除染、こちらを要望したいと思っております。やはり解除したら終わりとか、そういうことではなくて、引き続き1mSvを目指した除染をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりございまして、環境省といたしましても、あるいは国といたしましても避難指示の解除のご判断があったとしてもそこで何か止めるということは全くございませんで、当然国の長期的目標である1mSvに向けて、まずはフォローアップ除染という形ではございますが、全力で線量低減をさらに続けていくというつもりでございます。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） ご質問ありがとうございます。政府全体としても、長期の目標である1mSvを目指すというのは変わりません。環境省と共にしっかりと解除後も取組を進めてまいりたいと思います。また、拠点区域外、小良ヶ浜、深谷地区の除染についてもご指摘いただきました。先般全員協議会の場でもご説明させていただきましたとおり、今国会の審議をこれから迎えようとしているところでございます。しっかりと国会でご審議いただきながら、一刻も早く取組が前に進められるように、しっかりと国、政府としても頑張ってまいりますので、何とぞ

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり今回の資料を見させていただきましても、除染の結果、宅地ですら平均値が $0.4 \mu\text{Sv}$ ということで、やはり年間 1mSv には程遠いのかなとは思っているところなのですけれども、そういったところをぜひお約束していただいて、解除に向けて追加除染、除染をしっかりとしていただいた上で、次の白地地区と言われる小良ヶ浜、深谷地区の除染にも生かしていただいて、そこも帰還希望を出された方だけではなくて、面的にしっかりと除染していただくように、 1mSv を目指していただくように、国としても動いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） ご質問ありとうございました。当然のことながら、住民の方の安全、安心に向けてしっかりと取り組んでいくことだと思っています。拠点区域外におきましても、当然これまで解除を進めたところ、あるいはこれから解除を迎えるところと同様に、しっかりと線量を下げていく取組を進めてまいりたいと思います。そのためにも、繰り返しになりますが、国会での審議を経た前提でありますから、法律に基づく措置としてしっかりと継続的な取組につなげてまいりたいと考えておりますので、その点をしっかりと進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。今まで解除されたところにつきましては、追加で 1mSv を目指した除染がされているのかというのが、前回も申し上げましたが、あまり肌で感じられないなというところもありますし、そういったところを懸念しているところもありますので、ぜひ帰還される町民の方、新たに富岡町に来られる方、恐らく一番の懸念は線量が高いかどうか、そういったところが大きな心配事だと思いますので、そちらの 1mSv に向けた除染につきましては目に見える形で、かつしっかりと線量を下げていただくような除染をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、1点確認したいのですけれども、先ほど説明のときに一番高いところ森林 $2.9 \mu\text{Sv}$ を対応して、 $2.9 \mu\text{Sv}$ が下がりましたとなったのですけれども、 $2.9 \mu\text{Sv}$ が下がった段階で次に高いところは幾つなのか確認されているか、1点教えてください。

それから、こちらの資料1—2の町で出してきたやつでお聞きしたいのですけれども、2ページ、宅配・物流の再確認等の状況ということで、個人宅の配送、事業所への配送ってあるのですけれども、

宅配はこれが大きな3つなのかもしれないですけれども、事業所の運送会社というのはもっともっとたくさんあると思うのです。現実的に避難指示解除になっていくには、住民が戻るのが先決ではあるかとは思うのですけれども、当然この特定復興の中にも事業所があったわけで、その事業所の人たちが事業ができなければ人も戻ってこない状況が続くわけで、ほかの物流会社に対してはどういうふうな状況になっているのか教えてください。

以上、2点お願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。宅地の $2.9 \mu\text{Sv}$ の次に高いところというところは、現在の私どもの理解では $2.8 \mu\text{Sv}$ ということになってございまして、こちらもフォローアップ除染で対応中という状況でございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問いただきました件で答えさせていただきたいと思います。

まず、個人宅への配送という形を説明させていただきますと、この主要宅配業者という部分は国内のシェア率が大体98%ぐらいだということなので、ほぼほぼこちらの3社に聞けばという思いで確認いたしました。また、事業所への配送という形でございますが、現に今おっしゃったとおり、多数の物流業者がいらっしゃいます。その中でもこの業者というか、郡内で配達していただいている委託先業者というところの2社に確認をいたしたところでございまして、現時点においてなかなか物流が進んでいないというのが現状でございます。これは否めないところであり、さらに富岡より北側という部分が特に弱いという話も伺っております。この点につきましては、双葉郡全体という話になりますので、引き続き国からまた物流業界に要望なり強化なりしていただくことで取組を継続的に進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、森林で $2.9 \mu\text{Sv}$ の次は $2.8 \mu\text{Sv}$ 、一つ一つだとは思うのですけれども、高いやつを減らしていくばそくなっていくということ。それから、50メートルメッシュと100メートルメッシュの違いを見ると、確実に高いところははっきりしているのだと思うのです。それは、見れば分かるのですけれども、やっぱり一つ一つ高いところを落としていかないと全体が落ちていかない。明らかにやはり北側だから、南側だからということではなくて、宅地が集中しているところは青系が多い、いわゆる森林があるところは高いということになっているのは明らかなので、ぜひとも今後ともフォローアップを通して、そのところはやっぱり下げていっていただきたいといけないので、その辺に関して何回も出ているので申し訳ないのですけれども、どういう方針で今後いくのか、もう一度お答えください。

それから、物流に関してはやはり町の避難指示解除になっているところにさえまだ来ていないところ

ろがいっぱいあるわけなので、今さらの話であって、もう今日県も国も来ているので、再度そういうところ何が問題なのか、問題があるのだったらそこを解決すればいい。少なくとも再委託でこの2社はこの地域に配達してくれるというわけですから、それは元請と再委託の違いもあるのかと思うのですけれども、やはり通常に全然なっていないです。そこをやっぱり通常にしてもらう努力をし続けていただかないといけないのですけれども、その辺に関してはどうお考えか、お願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。森林につきましては、やはりおっしゃるとおり、できる限り線量を下げるべく、まずはフォローアップ除染の中で、例えば表土の剥ぎ取りも含めて、それぞれの場所を見ながら、できる限り線量を下げていきたいと思ってございまして、特に森林沿いに例えば宅地ですとか生活圏があるようなところについては、より優先的に一つ一つ既に解除のご判断があったとしても、拠点区域内についても引き続ききちんと対応していかないと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 配送についてご質問いただきました。国としても、経済産業省を中心に事業所向けの配送について粘り強くそのお話を継続していっているところでございます。やはり何分需要についてビジネスの観点から見通しをしっかりとお示しをしながらということでございますが、現在富岡町をはじめ双葉郡内でも企業誘致の取組、あるいは事業所再開の取組が進んでおります。こういったところを町と一緒に、県と共に粘り強く事業者に提供しながら、また予見可能性とか、そういったところも含めてですけれども、事業再開に向けてしっかりと継続して働きかけを行うというところをしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。線量は、50メートルメッシュで見ても分かるように、随分下がってきているので、本当にありがたい状況で、宅地はよくなってきてるので、ぜひともフォローアップきちんと続けていただければと思います。

あと、今の物流なのですけれども、物流はビジネスという言葉が出ましたけれども、多分ビジネスがあって初めてというのは商店だって何だって同じだと思うのですけれども、事この事業再開とか地域の再開に関しては、そこは避けて通れないところです。それをビジネス優先にして配達されなくてもいいって言っていたら全然前に進まないです。そこは、やっぱり支援をするとか、何かするとか、きちんとした方策を考えていただかないと、町が12年進めなかつたという、しかもまだこれから先のところもあるという状況をもうちょっと我が事のように感じてほしいのですけれども、その辺はどう思っているのですか。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 大変失礼しました。決してビジネスの状況を踏まえて淡々とということではなく、国としましても今の状況を正しく、粘り強く説明をし、また少しでも前に進むように、例えば共同配送とか、あるいは配送が前に進むような形を含めて話を進めているところでございます。必要に応じて、そういった様々な支援の可能性も含めて検討していくことかなと感じておりますので、これは政府全体としてもしっかりと粘り強く取り組んでいくという形だと思っています。この置かれている状況を踏まえて、できるだけ前に進むようにしっかりと頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 6ページの50メートルメッシュ、100メートルメッシュありますが、除染前はかなり高いところで $3.8 \mu\text{Sv}$ 、低いところでは $1 \mu\text{Sv}$ 位ですか、これ。これがかなりやっぱり数値的には下がっていると思います。ましてや困難区域に指定した地区ですから、かなり高かったところが除染によってかなり低減しているということで、私は努力に感謝申し上げますけれども、やっぱりまだまだ高いところあるのです。その高いところに関しては、解除したとすればフォローアップ除染で対応してくれるものだとは思っていますが、そのフォローアップもできるだけスピーディーにやっぱりやってくださいよというものは、できるだけ早く答えを出して進んでいただきたいということでひとつよろしくお願ひします。

あと、今回の拠点整備終わって、今度外縁除染、際除染、最近外縁と際に入っていったみたいですが、外縁とか際除染の部分はまだこの地区より高くなるわけです、同じ困難区域の中でも。今回の手法をよく考えてやっていただければ、かなり低減するのかなと思います。技術的にもう10年以上除染やっているわけですから、その辺を強くお願ひします。

あと、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、困難区域抱えていますよね。そこの中で、解除後が皆さん各町村の除染に携わっている業者たち一番心配しているのが、解除すると危険手当がつかないと、そういう苦労があるみたいです。そういう部分を何とか改革していかないと除染にも拍車つかないし、いい人材が集まらなくなると。そうすればいい除染ができないと。本来であれば、危険物質を扱うわけですから、困難区域だろうが、困難区域でなからうが同じだと思うのです。扱う物質が危険物質ですから。そういうことは、環境省も国でもよく考えていただかないとい、恐らくゼネコン筆頭にしてかなり苦労してくるのではないかと思うのです。我々もそんなこと考えてもいなかつたのですが、確かに言われればそうなのかなと思うのです。そういう部分で、ますます線量の高いところに入っていくし、そこを解除しても線量が高いというのは、これは紛れもない事実ですから、その辺も十分国で検討していただきたいと。

あと、今回残念だったのが、高い数字を表してくださいよとお願いしておきましたが、1点だけ高い数字、最大値言っていただきましたが、ここに宅地100坪の土地があつても、そこの中で $0.1 \mu\text{Sv}$ の

ところもあるし、 $0.8\mu\text{Sv}$ のところもあるし、その平均取ってしまうと $0.4\mu\text{Sv}$ とか $0.5\mu\text{Sv}$ になってしましますので、一般的な今平均 $0.6\mu\text{Sv}$ ある宅地であれば高いところは $0.8\mu\text{Sv}$ くらいある、それは玄関先とか雨どいの下とか、低いところは $0.2\mu\text{Sv}$ くらいだとかって、そういう表現も必要だと思うのです、こういう説明には。平均でばかりやられると、では全てがいいと思ってしまいますので、その辺が今日の説明会で、これ解除するかしないかの説明ですので、非常に残念だなとは思うのですが、私本当に町内細かく見て歩くのです。仕事柄にもかなり細かく歩いています。そういう中で見ると、今回の除染は本当にすばらしい除染を私やっていると思います。見た目はすごくきれいな除染をやっています。ただ、線量はまた別ですよ。これ機械が測るわけですから。あのくらいきれいにやっていただければかなり低減しているものだと理解していますので、ぜひいろんな面を考えていただいて、今後も継続してきれいな除染を引き続きやっていただければかなり低減するし、小良ヶ浜地区、深谷地区、白地地区も帰れるのもそう遠くないのかなと私思っていますので、ぜひその辺を努力していただきたいと。どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘、ご質問ありがとうございます。種々ご質問いただいたかと思っています。まず、フォローアップ除染についてスピーディーに対応するべきという点、おっしゃるとおりかと思います。環境省でも現場の者あるいはその事務所、そして東京と連携しながら、できるだけ早く対応させていただいて、一つ一つ丁寧かつ迅速にやっていきたいと思ってございます。

2つ目、また外縁の除染に向けてはおっしゃるとおりで、外縁の除染も既に線拠点、点拠点の外縁について既に始めさせていただいているところでございます。これまでに培ってきた環境省の除染における知見も十分踏まえて、一つ一つ現場の運用をうまくやりつつ、できるだけ線量が下がるようにしていきたいと思ってございます。

特勤、いわゆる危険手当、特勤手当についてのご指摘もいただきました。こちらについて、どうしても仕組み上、特勤手当という形ではやはり状況によってつく、つかないとなってしまうところございますが、例えばただおっしゃるとおり、危険、放射性物質に携わるという点では同様な部分ありますので、例えば放射線量に対する安全対策ですとか、そういったところあろうかと思ってございますし、そういうものと例えば必要な経費としてご協議いただければ、当然そういうのは協議の対象になっていくと思っております。

また、線量のお示しの仕方で最大値のところ、あるいはそのどこが高いといったところをより明確に示すべきという点ご指摘いただきまして、申し訳ございません。その点うまくお示しできていなかったとしたら大変恐縮でございます。今後お示しする際に、どういう形がよいか考えたいと思ってございますが、おっしゃるとおりでございまして、宅地の周りであれば、例えば雨どいとか、そういったところは線量が高くなりがちであったりとか、そういった傾向がございます。被曝の観点から平均

的な形でお示しはしてございますが、一つ一つ環境省としてもきちんと把握はしておりますし、線量が高いところはより適切な形で除染して下げていくということを一つ一つの現場ではやらせていただいておりますので、そういったところは分かるような形で今後お示しする方法を考えたいと思ってございます。

また、除染についてきれいにということでお言葉いただきましてありがとうございました。今後とも環境省で一つ一つ丁寧に、できるだけ線量を下げられるように、フォローアップ除染であります。あるいはその後もしも法律が成立した暁に環境省が除染をするということになれば、そういったところも含めて丁寧にやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 今の質問に関係する部分で、内閣府、師田副本部長、答弁する部分があれば、復興庁の石垣参事官もあれば、あと関谷所長も最後にお願いします。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。我々としても、さらに今回ここまで除染進めてまいりましたけれども、今までの蓄積を環境省とも連携しながら、しっかりと低減をするべく取り組んでまいります。

それから、まさにこの蓄積を基に、この先の際、外縁部の除染とか進めていくということにつきましても、環境省と連携しながら政府一丸となってしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 石垣参事官。

○復興庁原子力災害復興班参事官（石垣和子君） 復興庁の石垣でございます。私たちも内閣府、そして環境省と力を合わせながら、除染、そしてその先の復興へと向けて全力で支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） ご議論ありがとうございます。まず、これまで進めておりました除染等に関しまして、一定のご評価をいただいたことに関しまして大変ありがとうございます。これからまだまだ残っております、外縁、際除染。そして、これから新しい制度ができるとして環境省が担当することになれば、その白地に関しての除染もこれからあると承知をしてございます。ご議論の中にもありましたとおり、これまで10年近くにわたって除染させていただきまして、特に森林に関しては富岡町での除染を通じて数多くの知見を得ることができたと思ってございます。もちろんまだまだご指摘をいただく点が多いのも承知をしてございますけれども、こうした知見を今後もフルに活用して、しっかりと皆様にご安心いただけるような除染を今後とも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。環境省を筆頭に、いろんな分野で国の機関もスムーズに動いてくれるということなものですから、本当にありがたく受け止めておきます。小良ヶ浜、深谷の白地地区も今後ますますスピードを上げてやっていただければありがたいと思います。

あと、私は一つ問題提起したいのですが、解体したことがいいことか悪いことかでいえば、線量のことを考えれば解体は非常によかったなと思うのです。といいますのは、随分残っている家もあります。残っている家というのは新しい家が多い。新しい家が多いということは、今はやりの屋根材、コロニアルとか、そういう屋根材を使っているところが随分あるのです。コロニアルは、すごく線量が高いのです。私もこの間1軒のコロニアルの屋根材を勿来の分析センターで分析してもらったら、1万三千何ぼだか、1万六千何ぼあるのです。こういう高い屋根の下にいては、決して体にはよくないなと思うのです。外部にもセシウムが飛ぶのだからどうか分からないですけれども、風に乗って、例えば飛ぶとすれば幾ら除染しても周りにはまた落ちていくというマイナス面があると思うのです。その屋根を例えば交換するとすれば、町のリフォームとか新築の2,000万円、上限15%の中身で補助は受けられるかと思うのですが、そういうことはやっぱり環境省も考えるべきなのかなと思うのです。環境省でも、復興庁でもその分にプラスして町に補助を出すとか、そういう部分でも考えていかないと、これ万が一その家に住んでいて、放射能の影響で体に危険を及ぼした事例なんか出来たら大変になると思いますので、その辺も解除する中でぜひご検討いただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（高橋 実君） 環境省、中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。既に残っている新しい家屋、つまり解体を想定されない家屋については、もちろん環境省で家屋の除染の形で対応させていただいているかと思います。おっしゃるとおり、一方で一部の材については、例えばコロニアル材であるとかはなかなか線量が下がりにくいというのがあるというのもご指摘のとおりかと思ってございます。そういう結果として空間線量率に影響して、例えば生活される方に影響がないような形ができる限り除染は進めたいと思ってございます。そういう中で、対応を環境省としてもしていきたいと思ってございまして、一方で個々の材、例えばコロニアル材が周辺に粉じんとして影響を与えるようなことは、私どもとしては今のところ認識してはおりませんが、そういうことがないかについては我々で引き続き状況は確認していきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今すぐにどうしろ、こうしろということではなくて、まず第一にそういうものがある可能性があるものを除染した後にきちんと屋根の4点くらい測って、あなたの屋根はこのくらいありますよという表記くらいは知らせてもいいのかなと思うのです。危険を及ぼすようなものがあるとすれば。先ほど私コロニアルという言葉出しましたが、一つの問題提起

として言っただけで、何が多くあるかは分からないです。その辺の持ち主に知らせる義務もあるのかなと思いますので、ぜひその辺も今後検討課題にして早急に動いてください。今日のこの会議で最終的には解除するかどうか決まるのでしょうかけれども、さっきから言っているようにかなりきれいになってきてているし、線量の高いところ一つを取って人質を取ってもしようがないですから、これからますます拍車をかけて、線量の低減をスピードアップしていただくことをお願いしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、家屋、例えば除染なりの形で、あるいは線量が高いということがあれば環境省で状況を確認させていただいて、例えば除染後についても丁寧にモニタリングをしながら、それぞれのお住まいの方に実際どうなっているかというところは丁寧にご説明して状況をご理解、あるいはご説明して共有していきたいと思っておりますので、その辺気をつけてやっていきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府はじめ政府としても、環境省と一緒にしっかりと町と共に状況確認もさせていただきながら、何ができるかというのは考えていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにござりますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 復興再生拠点の避難指示は今年の春を目指してやってこられて、できることはある程度やっていただけたのかなと、線量の低減も図られているし、今後フォローアップもしっかりやっていくというようなお話を聞いております。春というのは4月なのか、5月なのかという話もありますが、私の認識では4月だと思います。それで、ぜひ桜の咲く頃には避難指示解除していればいいのかななんていう思いもありますので、時間もないでの、どこまで詰められるか分かりませんが、それを私はまず言わせていただきます。

その中で2点ほど確認。前回の全協でも話しましたが、平成29年の解除に向けていろいろと話し合って議論させていただきました。その中で全て解決できたのか、まだ少し残っているものがあるのかというところあると思うのです。そこで議員の皆さんの中にも不安を持っている方もいらっしゃいますので、しっかりと話を聞いていただいて、まだ足りない部分があるのであれば優先順位を上げてご対応いただきたい。それで、すぐにはできないかもしれません、次のまた全協などの場面で進捗などをしっかりとご報告いただきたいというのをお願いできるかどうか。

それと、解除になればここからが復興スタートになります。国で今日は内閣府と、あと復興庁もいらっしゃっていただいて、ちゃんと支援しますよと言っていただいておりますが、予算も含めてしっ

かり支援していただきたいとなかなか前に進んでいかないところありますので、その辺のご意見もう一度お伺いします。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。仮に今回避難指示解除がなされたとしても、まだまだ富岡町の復興は途上であるということは、我々もしっかりと認識をしてございます。様々な課題、やはり新しいことにチャレンジされるわけですから、いろんな課題が出てくるということも承知しております。そのたびごとに町とも連携をして、1個1個解決していくことが大事だと思っております。これを、国としても政府一丸となってご支援を継続してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかには。

石垣さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（石垣和子君） 拠点の避難指示解除ということでも、そこがまさにスタートだということは私どもの大臣も常々申しているところでございます。復興のステージが次々に変わっていく中で、新しい課題ですとか、また今までとは違った多様な課題というのが出てくることと思っております。そのたびごとに、町と、また町の住民の皆様のお話を伺いながら、きめ細かく寄り添っていけるような、そういったような支援というものを目指したいと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかには。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 資料の1－2なのですが、この前もインフラ等も説明いただいて、ほとんどできているかと思うのですが、私もできれば4月で解除をしていただきて、できるだけ町民や来たい方の期待感を、これから進路も早めに分かるような指導をしていただきたいのですが、ただその中で今防犯灯も作ったり、道路の整備もしていらっしゃると思うのですが、からの復旧もそうですが、今従来あるものの最終的な確認、住む町民がある程度不便のないよう踏まえた形も必要だと思うのですけれども、もちろんそれはやっていらっしゃると思うのですけれども、その1点だけ。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご指導ありがとうございます。総点検という形でさせていただきたいと思います。当然のことながら、まだ工事施工中の部分もありますし、その完了検査等もありますが、特に防犯に寄与するということで防犯灯は懸念されるかと思います。この点については、しっかりと都市整備課で確認をするという流れで動きたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ありがとうございます。生活環境課といたしましても、町内の安全施設、カーブミラー等ございます。消防団や委託の警備パトロール等々の協力をいただきまして、方

向がずれている、あるいは落ちている、そういうものがあれば随時対応はしております。今拠点内についても最終的に見て回ってございますが、財政の関係もありますので、来年度当初に修繕料を上げさせていただいておりますので、定例会でのご承認も併せてよろしくお願ひいたします。やっております。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） 特定復興再生拠点区域内の防犯灯につきましては、現在工事しております、年度内完了を予定しております。着実にやってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。各課もちろんまだやっている状況か、整備している状況かもしれません、再度言いますけれども、私もできるだけ地域に住んでいる方、住みたい方も含めて、やっぱり年度初めにはその目標ができるように進めていただくように、町長、最後に一言いただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 避難指示解除に向けて、今8番議員からもありましたように、私ども進めてまいりたいと思っております。それから、今皆さんと共に放射線量の低減とか、あとインフラの整備とか、そういうことについて情報共有できたものと、または確認できたものと考えております。あと、議員の皆さんとの質疑応答や、それから町民のご意見、これらも踏まえまして、町民の皆さんからも早めに避難指示解除してほしい、そして戻って家を建てたいという方もいらっしゃいます。そういうお声も聞いておりますので、避難指示がもうそろそろ解除ができる時期だらうと捉えているところであります。

○議長（高橋 実君） 町長、まだ俺質問をしていないのだ。

○町長（山本育男君） そういうことで、我々としては今8番議員言ったように、4月にはと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） なければ、副議長。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 今から私質問するの、議員の人も多分3分の1分かればいいほう。目の前にいる国の人、町の人も半分以下ぐらいしか分からない。その中で、令和4年10月5日水曜日1時半から3時半まで、富岡町学びの森で竹谷復興副大臣と双葉郡の議長会8人のうち浪江町の佐々木議長以外7名出席して、師田さんもいた、石垣参事官もいた、黒田さんもいた中でちょっともめたのだけれど

ども、私のもめたのよりも、去年の6月、葛尾村と大熊町、8月には双葉町解除されて、その議長だとか檜葉町、川内村の議長らから解除になった後の苦情出ましたよね、特に農地関係の問題で。読み上げてもいいのだけれども、12ページまであるのだけれども、これ今言った師田さんだの、黒田さんだの、石垣さんは十二分分かっていますよね、内容。解除した後の汚点というか、苦情というか。富岡町もそうなのです。私も。多分に9番の渡辺三男議員もそうだと思う。確かに今まで11年数か月除染解体に携わってきたのだけれども、私も、その中の環境省では本当に過剰なぐらい一生懸命やつてもらっている。おべんちゃらでない。現状説明に連れていってもいいけれども。最初からこういうことをやっていてくれればこんなもめないのだ、どれもこれも。際除染だって何メートルだ、人が替わるたび20メートルが50メートルになってみたり、今度実測して測ってみて何ぼ以上。当時の環境省の課長は $3.8 \mu\text{Sv}$ 、年間 20mSv 以上だったらばと。こういうことばかりやっているから全然進まない。そういう場所に3歳の女の子、お父さん、お母さんと来て今富岡で住んでいます。これも環境省にお願いしたのね。そういうところがあるから行って、ちょっと測って、あっと思うときはやってくださいねって。本当は、私今日なんか決めるつもり毛頭ないのだ。いっぱいあるのだ、これ。資料持ってきたのだ、今までの。これ全部やってからにしろって言おうかなと思った。9人の議員の意見聞いていると、大体はやることをやってもらえば解除に応じるのが町民のため、町のためだというから、落ちるところは落ちるけれども、裏切ったらば今度は勘弁しないからな。29年に裏切られているのだから。当時の本部長の高木陽介代議士さ。国まで乗り込むぞ、本当に。あのとき5つ約束して、2つ残っているのだから。これだって何もやる気ないだろう。今の環境省はまだいい。一生懸命だ、本当に。あとは師田さんと黒田さんだ。ここにも入っていただろう、師田さん。あなた、ここで何と言つて俺に怒られた。こんなのここで言ったらば、9人の議員だって怒るぞ。俺だから怒っているのでないぞ。どんな思いしてエコテック受けていた。更迭してもらいたいぐらいだ、あなたは。いつまでも足引っ張ったってしようがないから、町民のために私も今回折れるけれども、約束事を反故にしたときには霞が関まで行くから。カメラ動いているけどカットしておいてな。俺は町民のために議員やっているのだから、町民のためなら行くぞ。裏切られたのだから、大義名分いくらでも立つか。そのつもりで今後やってください。だから、さっき過度なぐらい一生懸命やつてもらっているから、バックアップしてもらうのに復興庁の石垣さんから順に話をしてもらったのだから、バックアップしてもらわなかつたらば環境省だけでは進まないのだ。今その5工事やっているのだって、それなりにバックアップしているからここまで進んでいるのだろうだから、そこら辺も考慮して、今回は落ちるけれども、これが済んだからいいと思わないでください。また富岡町は残っているのだから。

○副議長（堀本典明君） ご答弁ください。

師田さん、どうぞ。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） まず、10月5日のときに、非常に私の不徳の致すところでありまして、議長はじめ皆様にご不快な思いをさせたということにつきましてはお

わびを申し上げます。その上で、先ほども申し上げましたとおり、政府一丸となって取り組んでまいりますということについては二言はございません。しっかりと取り組んでまいります。ぜひご理解をいただきたく存じます。よろしくお願ひします。

○副議長（堀本典明君）　復興庁の石垣参事官にもご答弁いただいてよろしいですか。

石垣さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（石垣和子君）　町村会の議長会のときのことをしっかりと覚えております。いろいろなご意見いただきまして、その中で全てしっかりとフォローアップはさせていただいているのですが、進捗が思わしくないという面も幾つかの事項については確かにございます。その点、本当におわび申し上げます。ただ、私どもも本当にたくさんの課題がある中で、全てにおいてそれぞれのご担当される省庁の皆様のご協力も仰ぎながら、全力で前に少しでも早く進めていけるようには政府一丸となって頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きいろいろとご指導、ご意見いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（堀本典明君）　戻します。

○議長（高橋　実君）　あとありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋　実君）　質疑ないということですので、これをもって質疑を終了します。

町長、各議員の質疑を受けて、町長から何かありますか。

町長。

○町長（山本育男君）　今各議員の主な質疑内容をお伺いしまして、解除に向けて進んでいきたいと、進んでもらいたいというお話を思ったと思っております。町としましては、春の解除、一応桜まつりの前に解除したいと考えているところでありますので、ぜひこの日程につきましては執行部に一任をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（高橋　実君）　ということですので、町長に一任してもよろしいですか。

〔「議長、ちょっと」と言う人あり〕

○議長（高橋　実君）　7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）　私は、個人的には全然問題ないです。ただ、今の進め方、まだ発言されていない方もいるし、一応一通り全員の方に一人一人聞いて、議長は何人かを聞いて……

○議長（高橋　実君）　俺聞いていない。

○7番（安藤正純君）　いやいや、町長に振ったけれども、全員の人の考えを聞いて、それで町長があの言葉を言うのなら、私は筋通っていると思うの。まだ意見を言っていない人がいるので、順序が違うのかなと思います。

○議長（高橋　実君）　では、1番から。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 私先ほど申し上げたとおり、桜まつりの前に解除というのが一番望ましいと思っておりますので、町長先ほどおっしゃったとおり、町長に一任いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私も先ほど申し上げたとおり、解除された後もフォローアップの継続であつたり支援の継続、それからそれを解除していただきて一日も早い小良ヶ浜、深谷地区、白地地区の除染の終了、そちらに本腰を入れていただきたいなと思っておりますので、私も町長に一任いたしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 私の考えとしては、資料の3ページのところにあります年間の積算量20mSvということで、そこの低減がしっかりと図られていると。あとは森林の除染も、除染したところはしっかり数字の面では、24時間365日でいえば15mSvくらいなのだと思うのです。そこに24時間いるわけではないですけれども、帰る方の周りの除染もしっかりやってくれるということが確認できましたので、町長の解除日に一任したいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 各議員のお話等々を聞いていて、私も感じるところは同じです。富岡町民の一つの心のよりどころである桜、その開花時期を見据えて、結果的には執行部に一任することに異議はありません。ただし、先ほどの議長と師田副本部長等々とのやり取りを聞いていると、我不審に思うところがあります。先ほど来から言われている5つのうちの2つがやり残されているというような話、雲をつかむような話で、私も理解に苦します。しかし、その話の内容を推測するに、恐らく先ほど来から言われているように、フォローアップ除染の継続であるとか、やり残しの各種事業、除染解体に関わるやり残しの事業を誠意を持って国の方々には必ず継続して実行していただけることを切にお願いしておきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 私は町長に一任しますけれども、ただ国に言いたいことは二度と同じように約束を破るようなことはしてほしくないです。私もそれに関しては議長が言っていることと同じで、際除染だって最終的にはここが駄目、あそこが駄目、畑だってここやってくれ、やりますよ、やりませんよ、最終的には泣き寝入りしているのは町民ですから、約束って守るためにあるので、その辺だけはきちんとやってほしいと思います。それだけ約束していただければ。その代わり約束破ったら何かありますからねと。よろしく。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 復興拠点の中に帰りたい自分としては、帰りたい人はやはり一日でも早く正式に帰りたいと思っておりますので、少しでも早い避難指示解除をお願いしたいということで、私の気持ちはそういう気持ちなので、町に一任していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 私も先ほど言った発言と質疑のとおりが主であり、また町長からも答弁いただきましたので、私は町長に一任をし、それとともにこれからあっちに今住みたい、また住もうという人たちの希望も潰さないようにお願いしたいので、4月初めというのをお願いしたいと私は思っています。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私もこんなこと言う気はなかったのですが、約束、約束って皆さんから出るから言わせてもらいます。全く今回の解除をするとすれば約束違反なのです。仮置場地区、手つかず状態のところあるのです。今まで話してきた中では、際除染とか、そういうのは残ってもしようがないだろうという話はありました。だから本当に今回なんかは約束違反なのですけれども、約束違反をどこまで取っていってもしようがないから、帰りたい人がいる以上は帰りたい人優先であるべきかなど私は考えて、今回の解除は執行部にお任せしますという気持ちはいっぱい持っています。皆さんに忘れてほしくないのは、今回の解除も6号国道から東のことは皆さん全く今まで約束してきたことと違う状況になっているのです。とにかく一日も早く約束事をこなしていただきたいと切にお願いしておきます。解除は結構ですので、ぜひお願ひします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 順番ずらしてまでトリにしてもらってありがとうございます。

除染検証委員会出席させてもらいました。言いたいことをいっぱい言ってきました、検証委員会の報告書にも反映させてもらいました。今議員の皆さんからの宿題は、内閣府も環境省もきっちりもう嫌というくらい身に染みて入ったのかなと思いますけれども、富岡町も町民の方に春先って約束しています。町民の方も、解除にならないと引っ越し業者が行ってくれないのだというのも私は聞いています。やはり私たちがここでごたごたすることによって一番迷惑するのは、帰りたいと思っている人かもしれません。そういうことを考えたときに、できれば勢いをつけるためにも桜まつりの前までは解除していただきたいということを付け加えまして、執行部一任としたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ということで、町長、私以外は全会一致で。私もお任せしますが、とにかくまだまだ町内でやり残しているところは、29年に遡った時点で2か所あるのは間違いないし、今現在

も全部終わっているわけではないから、ただやる手順というものはあるから、水は高いところから低いところにしか流れないし、やる工種によっては風下から風上にやらなければならない、風上から風下にやらなければならない、ケース・バイ・ケースというよりも現実問題がそれだから。だから、環境省も関谷所長以下、富岡分室の赤羽さんまで十二分に理解していると思いますし、内閣府とか、そういう原子力災害では金銭的な予算の確保にバックアップしてください。お願いしておきます。

では、町長、そういうわけで。

町長。

○町長（山本育男君） 皆様、本当にありがとうございます。これをもちまして、関係機関とよく日程については詰めていきたいと思っております。それから、今後も解除後においても生活環境、それからにぎわいをつくるなんていうことで、皆様とまた一緒になって、皆様方の支援とご協力、それからご助言をいただきながら進めてまいりたいと思っております。今議長も言われたとおり、まだまだ不備、不完全というようなところいっぱいあります。議員の皆さんもそう思っていると思いますので、その辺についてもしっかりと国と協議しながら、県と協議しながら、今後の復興に向けて進めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして付議事件1、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時25分)

再 開 (午後 2時36分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長に求めます。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） お疲れさまでございます。それでは、付議事件2、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。説明につきましては、着座で説明させていただきます。

本条例については、昨日開催されました国保運営協議会に諮問いたしまして、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容を説明させていただき、3月定例会に上程する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本条例案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に係る町税等を減免することにより、避難先での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的として、震災以降国からの通達に基づき、毎年度減免条例を制定してい

るものであります。令和5年度の減免につきましては、今年度とほぼ同じ内容で減免を実施することになりますが、国民健康保険税と介護保険料につきましては、昨年の4月、厚生労働省より減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いが示され、平成26年度までに避難指示が解除された地域では令和5年度より課税が再開されます。このことを踏まえ、震災時点で富岡町民であった方を除き、当該地域より当町へ転入された町民に対しましても税負担の公平性を確保するため、課税を再開することといたします。

詳細につきましては、資料に基づき、篠田課長補佐よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（篠田明弘君） それでは、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例案についての概要についてご説明いたします。

条例の内容としましては、令和4年度版の減免条例を基本に、令和5年度からの新しい制度を反映させた内容となっております。資料の1ページ目は条例の概要について、次の2ページ目から3ページ目に条例案を掲載しております。

まず、1ページ、①、固定資産税についてですが、震災発生後使用不能となっている帰還困難区域内の償却資産について、当条例に基づき、申請により減免するものとしております。

次に、②、軽自動車税です。帰還困難区域内で使用不能の状況にある軽自動車や2輪などの小型自動車について、当条例に基づき、申請により減免するものとしております。

③、国民健康保険税につきましては、(ア)、避難指示区域内の世帯は所得に制限なく全額減免、(イ)、世帯主が避難指示区域の指定が解除された地区の世帯は上位所得層世帯を除き全額減免、次に(ウ)は今回新たに追加を予定している新しい項目で、世帯主が平成23年3月11日時点で平成26年までに避難指示が解除された地区に住所を有していた世帯については2分の1減免とするといった内容になります。条例案では、第5条の(2)が該当する箇所になります。こちらは、被災者の国民健康保険税の特例、減免措置について、令和5年4月から段階的な見直しが実施されることになりましたので、避難指示等の指定が解除されてから10年程度で終了するということを今回の条例から反映する予定です。令和5年度は、納税義務者となる世帯主が震災当日の平成23年3月11日時点で広野町や檜葉町、川内村などの一部に住民票があった人で、平成26年までに避難指示が解除された地域に住んでいた方が対象となります。世帯主が対象となる場合は、その世帯に係る保険料は全額減免ではなく、2分の1減免となります。今回見直しとなる地区に富岡町は含まれておりませんが、見直しとなる地域からの転入者がいた場合はこの条文に該当することになります。次に、(エ)が上位所得層については通常課税といった内容です。

次に、④、介護保険料になりますが、(ア)、避難指示区域内の被保険者は所得に制限なく全額減免、(イ)、避難指示解除区域の被保険者は所得額が633万円以上の者を除き全額減免、(ウ)は今回新た

に追加を予定している新しい項目で、国民健康保険税の減免と同じく、介護保険料についても特例減免措置の段階的な見直しが実施されますので、震災時点で平成26年までに避難指示が解除された地区に住所を有していた被保険者については2分の1減免とするといった内容になります。次に、(工)、上位所得層の633万円以上の方は通常課税といった内容となります。

当条例の施行日は、令和5年4月1日を予定しております。

本条例についての説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時44分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例等についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。

本町における個人情報の保護に関しましては、現行の富岡町個人情報保護条例に基づいてこれまで取り組んでまいりましたところでございますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の一部が改正されまして、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例、それから富岡町個人情報保護審査会条例という2つの条例を新たに定めなければならないということになりました。今定例会において、この2つの条例の制定について議案を提出いたしますので、その内容をご説明したいと思います。

説明につきましては、担当の阿部係長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 係長。

○総務課主任兼総務係長（阿部祥久君） 本日説明をさせていただきます総務係長の阿部です。よろしくお願ひいたします。

それでは、個人情報の保護に関する法律施行条例等について説明をさせていただきます。初めに、全員協議会資料3-1、個人情報保護制度の概要1ページを御覧いただきたいと思います。まず、今回の法改正の概要をご説明申し上げます。これまで各地方公共団体では、法の趣旨に鑑み、それぞれ

が制定した個人情報保護条例で個人情報の取扱いを定めてまいりましたが、各地方公共団体における条例上の規定や運用面の相違があり、個人情報の保護と情報公開の両立にばらつきがある状態となっていました。これらのことから、個人の権利利益の侵害につながることがないよう、全国的な共通ルールを法律で設定するため、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われました。改正法では、これまで3本に分かれていた法律を一本化し、全体の所管、管理を個人情報保護委員会に一元化することで、統合後の法律を地方公共団体にも適用し、国、民間、地方で統一した全国共通ルールの下に個人情報の取扱いをすることを明確にしたということになります。

2ページを御覧ください。今回の法改正で明確にした全国共通ルールの概要になります。先ほども申し上げましたとおり、個人情報を取り扱う者全てに新個人情報保護法が適用されます。これにより、個人情報の定義も一元化され、取扱いについても保有、利用及び提供の制限や自己情報の開示請求などの請求要件も国と同じ規律を適用することになります。また、マイナンバー関係の特定個人情報の管理については、これまで個人情報保護委員会の監視の下に行われてますが、今回の法改正により、特定個人情報以外の個人情報についても個人情報保護委員会の監視の下管理を行わなければならないということになります。それに合わせて、個人情報ファイル簿の作成、公表義務も課せられるということになります。このように全国共通ルールが法律で規定され、地方公共団体にも個人情報保護法が適用されることから、これまで独自に制定してきた個人情報保護条例の効力はなくなり、全国共通ルールを改めて条例で規定する必要はないということになります。

3ページを御覧ください。先ほどご説明したとおり、全国共通ルールを条例で規定する必要はございませんが、条例に委任された手数料の規定は条例で設ける必要があり、また現行の町個人情報保護条例、以下現行条例と言わせていただきますが、現行条例の規定を基準として開示決定や請求等の規定をはじめ、これまでの規定から劣る扱いとならないよう、法の趣旨に反しない範囲で必要な事項を定めることはよいですよということで許容されております。このことから、資料に記載の手数料をはじめとした関係規定を設けることとしております。なお、資料中段に赤字で記載をしておりますが、個人情報保護法には罰則規定がございまして、個人の権利利益の侵害につながることがないよう、条例の制定に当たっては検察庁との事前協議が必要になります。後ほど説明いたします条例案の内容を事前に検察庁に確認をいただきしております、異議がない旨の回答をいただいております。

また、4ポツ目になりますが、今回の改正法において、行政不服法に基づく附属機関としての機能を有する個人情報保護審査会の設置も義務づけられ、現行条例では法の適用を受けない審査会となっていることから、新たに個人情報保護審査会を設置する必要がございます。これらのことから、4ページに記載のとおり、個人情報保護法や行政不服審査法などの根拠法令や他の条例との整合性を図り、個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定めるため、現行条例を廃止し、法の施行に必要な関係条例の制定と改正を行うこといたします。今回新たに制定する条例は、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例、富岡町個人情報保護審査会条例の2本となり、資料に記載のとおり規定をしてま

いりますが、廃止をする現行条例と一部改正が必要となる情報公開条例、それから指定管理者の指定手続に関する条例を個人情報の保護に関する法律施行条例の附則で改廃をすることいたします。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。全員協議会資料3－2、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）を御覧ください。本条例につきましては、法の施行に関し必要な全10条の規定を設けております。

まず、第1条につきましては本条例の趣旨を定め、第2条は本条例の実施期間と使用する用語の定義を定めております。

第3条は、法律で委任された手数料に係る規定となり、現行条例を基準として手数料を無料とし、写しの交付などの実費負担を求める規定としております。

第4条は開示請求書の記載事項に関する規定を、第5条は現行条例を基準として、開示決定の期限を通常15日以内、延長期限を30日以内とする規定を、第6条は現行条例を基準として、開示決定の期限の特例を45日以内とする規定をそれぞれ定めております。

第7条は訂正請求書の記載事項に関する規定を、第8条は利用停止請求書の記載事項に関する規定を、第9条は個人情報保護審査会の諮問に関する規定をそれぞれ定め、第10条は実施機関の規則や規定の委任規定となっております。

附則におきまして、第1条は施行日を令和5年4月1日からとし、附則第3条第4項の本条例の施行日前に個人情報保護審査会の委員を任命することができるという規定は公布の日からしております。

第2条は現行の富岡町個人情報保護条例の廃止をする規定を、第3条は実施機関の職員や審査会委員は本条例の施行日前において知り得た情報を漏らしてはならないとする守秘義務の規定や、現行条例に違反した場合の罰則規定など、本条例の施行日以後もなお従前の例によるとする経過措置の規定をそれぞれ定めております。

第4条は情報公開条例の一部改正となり、現行条例の名称を削ることや公文書の任意開示の努力義務に係る規定を加える改正となっております。

第5条は、指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正となり、指定管理者が管理業務を行う場合の安全管理措置に関する規定を改めるものであります。

続きまして、全員協議会資料3－3、富岡町個人情報保護審査会条例（案）を御覧ください。本条例につきましては、4章立て、12条の規定を設けております。まず、第1章の総則第1条では本条例の趣旨を、第2章、設置及び組織の第2条では開示決定や請求等の不作為に係る審査請求の諮問に対する裁決や、富岡町議会で制定をする個人情報保護条例で規定された事項の諮問に対する裁決など、本審査会の設置と所掌事務に関する規定をそれぞれ定め、第3条は審査会の委員を5人以内とする規定を、第4条は委員の任期や委員の守秘義務等に関する規定を、第5条は審査会に会長を置く規定をそれぞれ定めております。

第3章、審査会の調査審議等の手続、第6条はこの章における用語の定義を、第7条は審査会の調査権限に関する規定を、第8条は委員による調査手続の規定をそれぞれ定め、第9条は読み替えて適用される行政不服審査法の規定による手続に係る審査会に提出された資料の送付方法等の規定を、第10条は調査審議手続は非公開とする規定をそれぞれ定めております。

第4章雑則、第11条は規則への委任規定を、第12条は審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした際の罰則規定をそれぞれ定めております。

附則におきまして、第1項は施行期日を令和5年4月1日からとし、第2項は現行条例の廃止前に旧審査会に付された諮問は本条例で規定する審査会に諮問されたものとみなすとする経過措置の規定をそれぞれ定めるものであります。

長くなってしましましたが、説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例等についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時55分)

再 開 (午後 2時56分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町議会の個人情報の保護に関する条例についての説明を議会事務局長より求めます。

議会事務局長。

○事務局長（小林元一君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。最後に、町議会の個人情報の保護に関する条例につきましてご説明申し上げます。

この件に関しましては、両委員会で概要等々をお話しさせていただきましたし、今付議事件3番で個人情報保護法が令和3年に改正されまして、新しい個人情報保護法の下に施行されるということで、今まで町議会の個人情報保護法も町の個人情報保護条例に基づいて組み込まれておりましたが、今回この令和3年に改正されました個人情報保護法の中からは議会が適用除外となりましたので、議会の個人情報に関する保護を5年4月以降も引き続き適正な取扱いをしなければなりませんので、新たに今回3月定例議会におきまして富岡町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

資料を御覧ください。富岡町議会の個人情報の保護に関する条例に関しましては、第1章1条から第6章57条まで記載されておりまして、まず第1章につきまして総則ということで、第1条から3条までの条例の条立てになっておりまして、本条例の目的、用語の定義、あと議会の責任についてを定めておるものでございます。

第2章におきましては個人情報等の取扱いについて、第4条から第16条におきまして、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限などについて定めているものでございます。

第3章、個人情報ファイルは、17条におきまして、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち一定の内容、規模等を有するものを個人ファイル簿として作成、公表するなどについてを定めているものでございます。

次に、第4章、開示、訂正及び利用停止につきましては、18条から第46条におきまして、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などを請求する権利や、それらを請求する手続、請求に対する措置、決定などにつきましての期限についてを定めているものでございます。

第5章、雑則につきましては、第47条から第52条におきまして、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求などをしようとする者への情報提供、苦情処理、審議会、施行状況などを公表するものを定めているものでございます。

第6章、罰則につきましては、第53条から第57条におきまして、職員や委託業務に従事する者などが正当な理由なく、個人の情報を提供または盗用した場合の罰則規定などについてを定めているものでございます。

なお、本条例の制定につきましては、3月の定例会に上程いたしました、令和5年4月1日からの施行予定となっているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、富岡町議会の個人情報の保護に関する条例についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からは。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 （午後 3時01分）